

アンケート調査の結果分析 (届出荷送人・登録確定事業者)

海事局検査測度課
危険物輸送対策室
平成30年4月

アンケートの目的

平成28年度に実施した実態調査で明らかになった課題について具体化する

1. 「コンテナ総重量精度の品質確保」

- 今回の現状詳細調査では、内部チェック、研修の履行などの「届出・登録関係者における取組・点検状況」を把握
- 重量確定する者に求められる最低限の事項は、①手順書又は規程類の備付け、②方法1・2による確定、③使用する計量器の精度は±5%以内、の3点
- ①に関し、適切な業務管理が行われているかを調査することで、内外チェックや職員研修等を把握し、今後明確な要件化等を検討
- ②、③に関し、方法1・2※の履行や重量精度の把握等はどうかを調査することで、各者の取扱コンテナ数量・重量精度(許容誤差)を把握し、申請時の項目化や外形的な表示等を検討
- 制度の施行前後でのコンテナ重量に対する意識変化の調査

※ 方法1: 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法

方法2: 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせることでより確定する方法

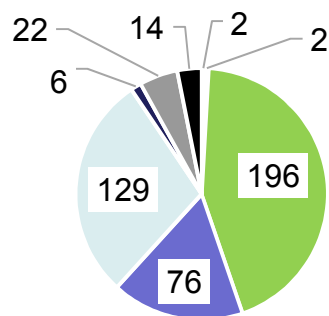
2. 「国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策」

- 今回の現状詳細調査では、「届出荷送人・登録確定事業者において電子的に伝達できる項目」と「船社・港湾における要求項目」を把握
- VGMを含むコンテナ関連情報の伝達にあたり、①荷送人又は代理人、②船社、③港湾、と様々な関係者が存在(本来は、荷主から船社(船長)への伝達が基本)
- ①に関し、荷送人又は代理人側における、情報伝達の方法・ルート確保を調査することで、電子的情報の利活用の有無・課題等を検討

回答者概要

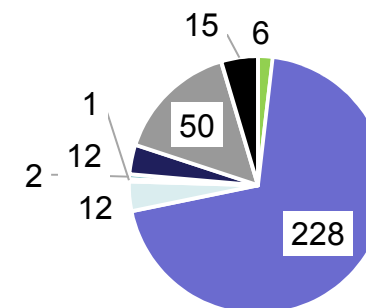
- アンケート回答件数：届出荷送人451者（451/2252）、登録確定事業者327者（327/1338）
※送付先には届出荷送人・登録確定事業者ではない企業も含まれていることや重複して送付している場合に注意
- 企業の分類を見ると、届出荷送人では製造業、卸売業、小売業が多く。登録確定事業者では運輸業・郵便業が多い。
- 資本規模を比べると、登録確定事業者は中小企業の割合が多く、届出荷送人においても、およそ半数が該当する。

届出荷送人 企業の分類

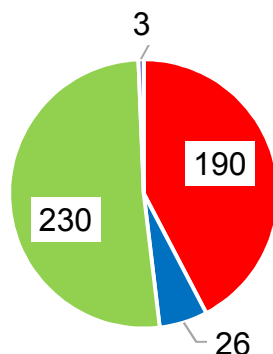


- 3 鉱業、採石業、砂利採取業
- 4 建設業
- 5 製造業
- 8 運輸業、郵便業
- 9 卸売業、小売業
- 11 不動産業、物品賃貸業
- 12 学術研究、専門・技術サービス業
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業(他に分類されないもの)
- 20 分類不能の産業

登録確定事業者 企業の分類

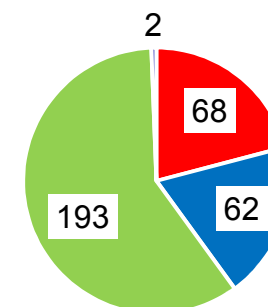


届出荷送人 資本金の規模



- 1 3億円超
- 2 1億円超
- 3 1億円以下
- 4 不明

登録確定事業者 資本金の規模



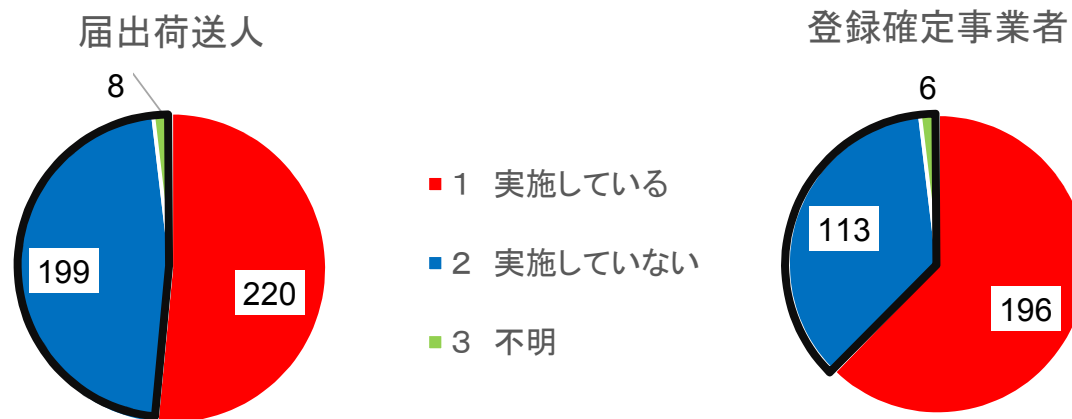
アンケート結果分析のポイント

- 全般的に、法制度の趣旨等をご理解頂きつつも、改善が求められるケースも散見。
 - －重量確定業務(制度)にかかる教育・訓練等が未実施(実施していても異動等のタイミングなど、定期的には実施しているとは言い難い)
 - －制度上問題はないものの、**どのような計量器等を使用しているか／誤差範囲などを把握していない**
 - －3%～5%の範囲内のものが多く、それよりも精度のよい者も存在しており、それらのほとんどが1%未満
 - －他者に計測を委託したり、パッキングリスト等の伝達された情報を活用する等、計測を行っていない場合も多い
 - －VGM情報の伝達方法・ルート(経路)等に関して、本来は荷主から船社(船長)への伝達が基本であるものの、代理店や手続き代行者、陸送会社・トラックドライバーに伝達されている場合が多い
- 届出荷送人においても、登録確定事業者と同様の傾向の回答が得られた。
- コンテナ関連情報の伝達について、電子的な情報伝達は「求められれば対応可」とする回答が約8割を占めている一方、「現状維持」を求める意見もある。

品質確保の取組状況

- 重量確定業務(制度)にかかる教育・訓練等が未実施(実施していても異動等のタイミングなど、定期的には実施しているとは言い難い)

問2 重量確定業務に関する研修・教育等を実施していますか。



問2-2 どのような期間(頻度)で実施していますか。

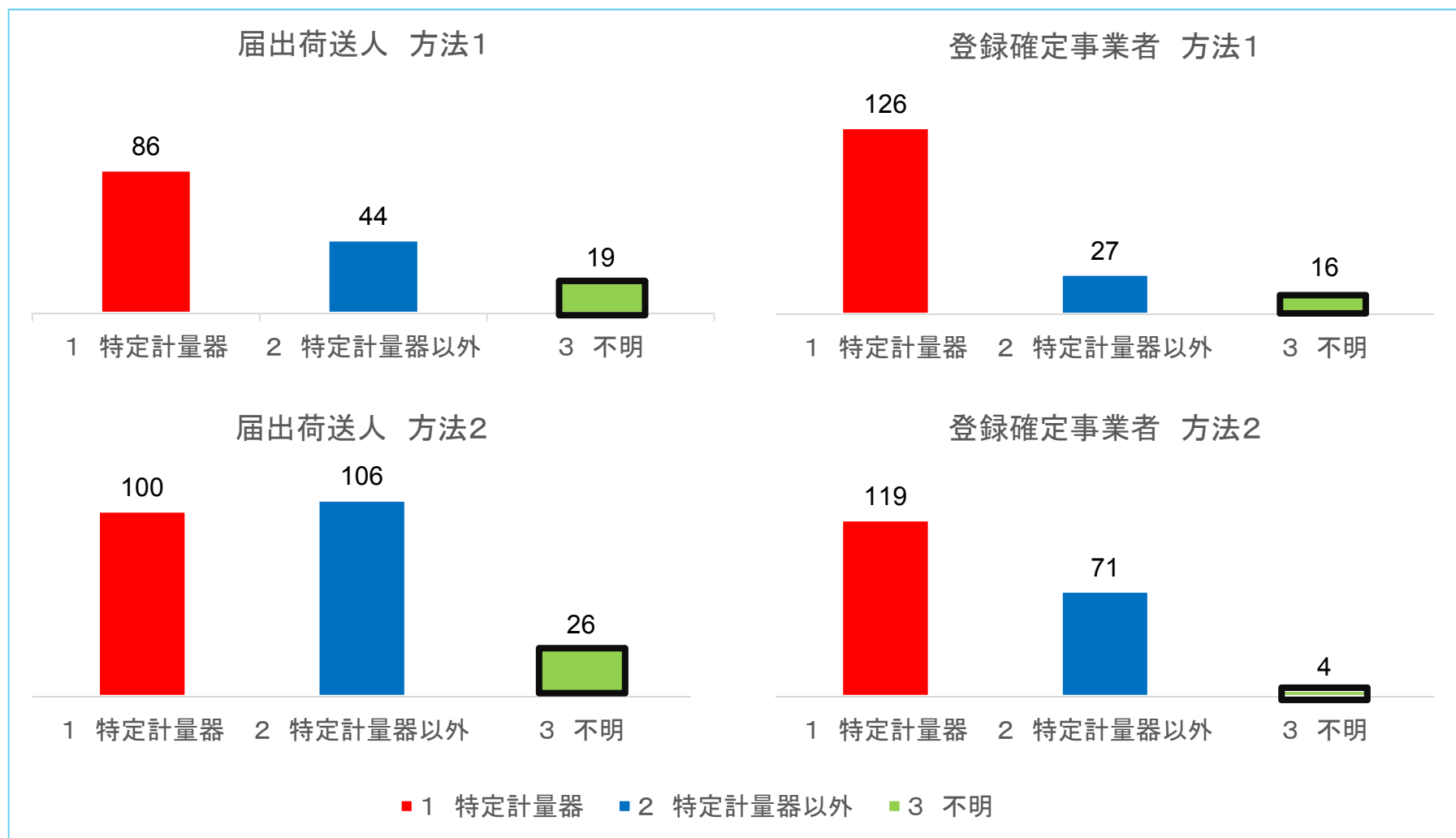


※選択肢1は回答なし

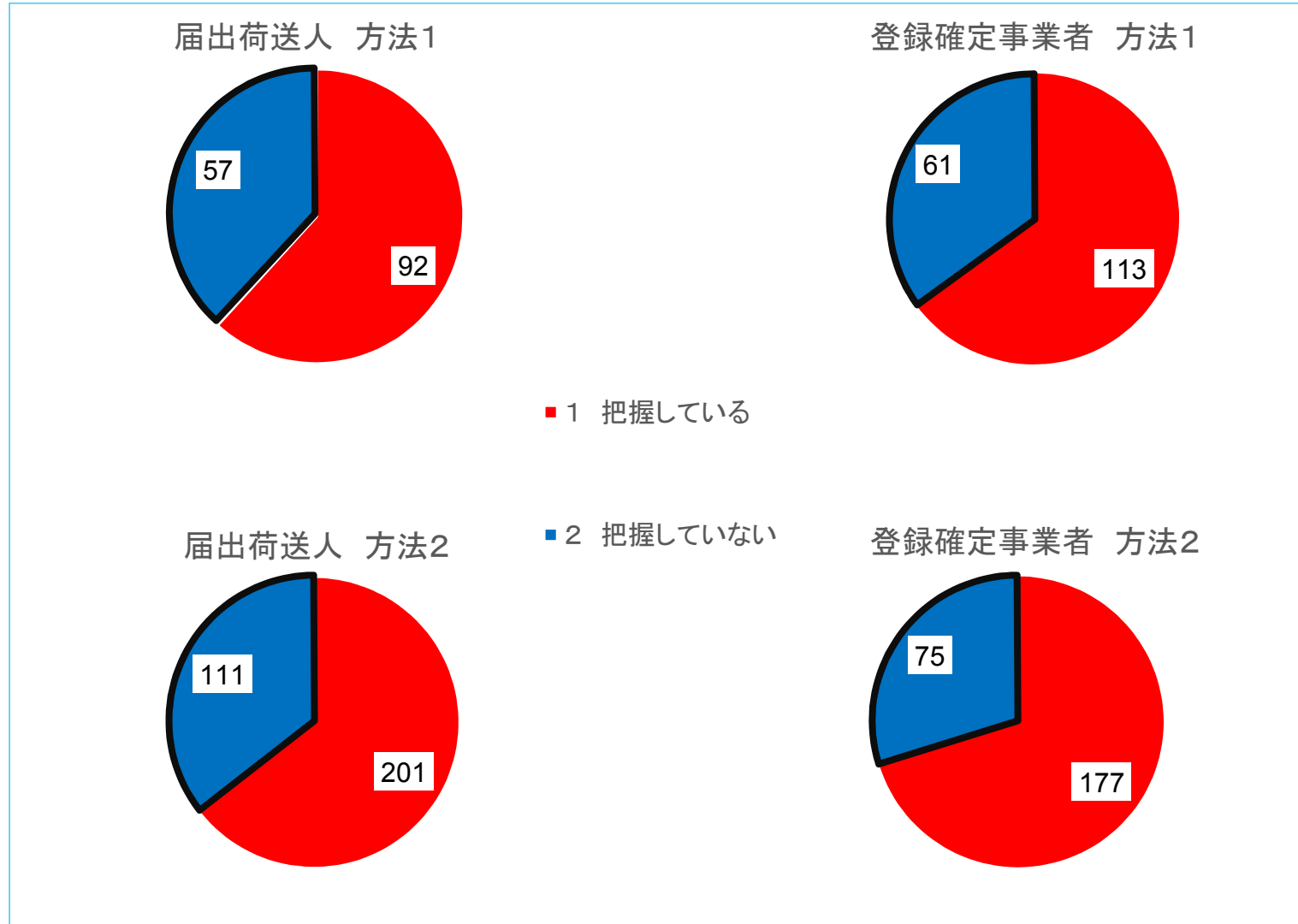
品質確保の取組状況

■ どのような計量器等を使用しているか／誤差範囲などを把握していない

問5-1、8-1 計量器はどのような種類を主に使用していますか。(複数選択可)



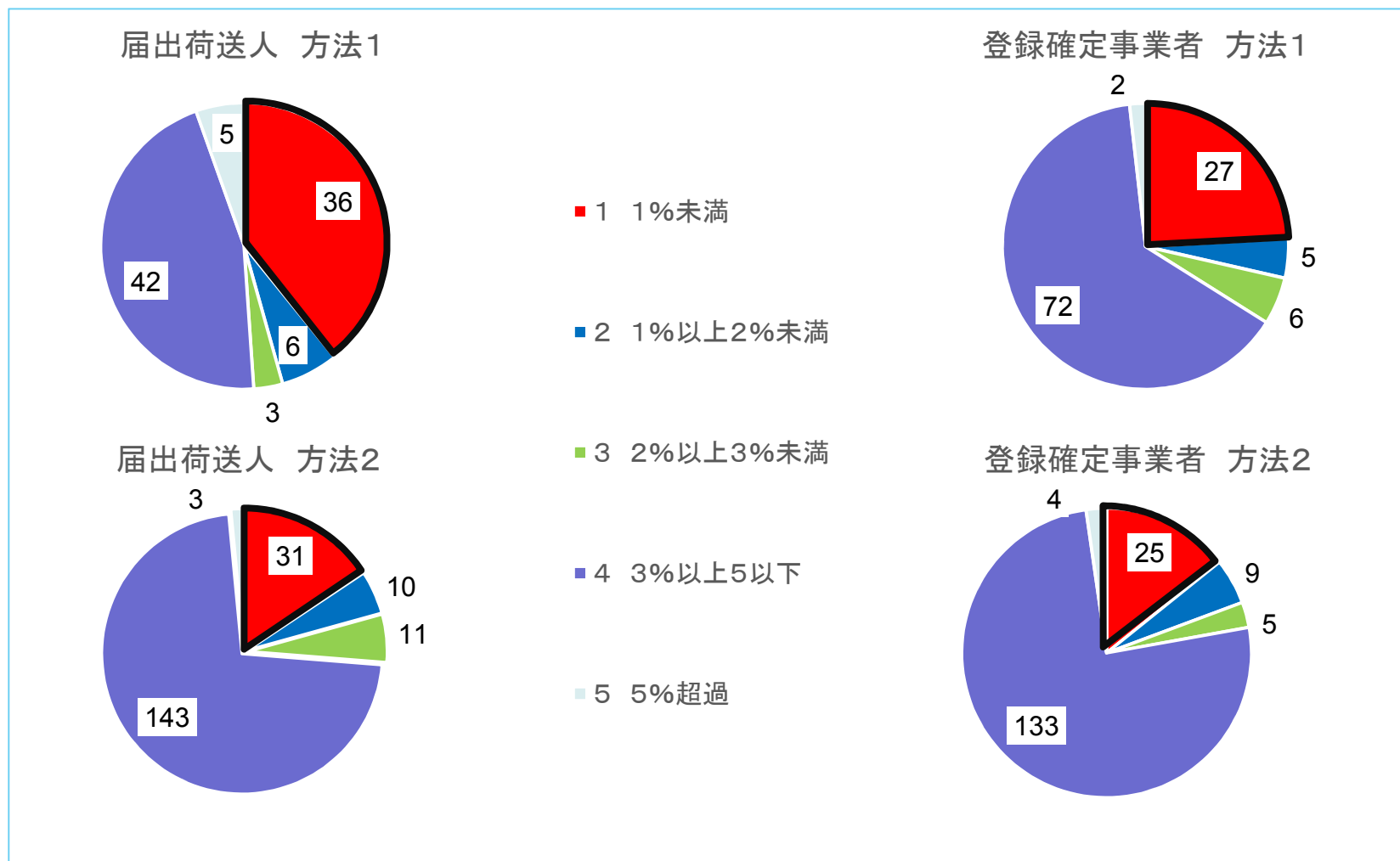
問6、9 コンテナ総重量の許容誤差や使用する計量器の誤差範囲を把握していますか。



品質確保の取組状況

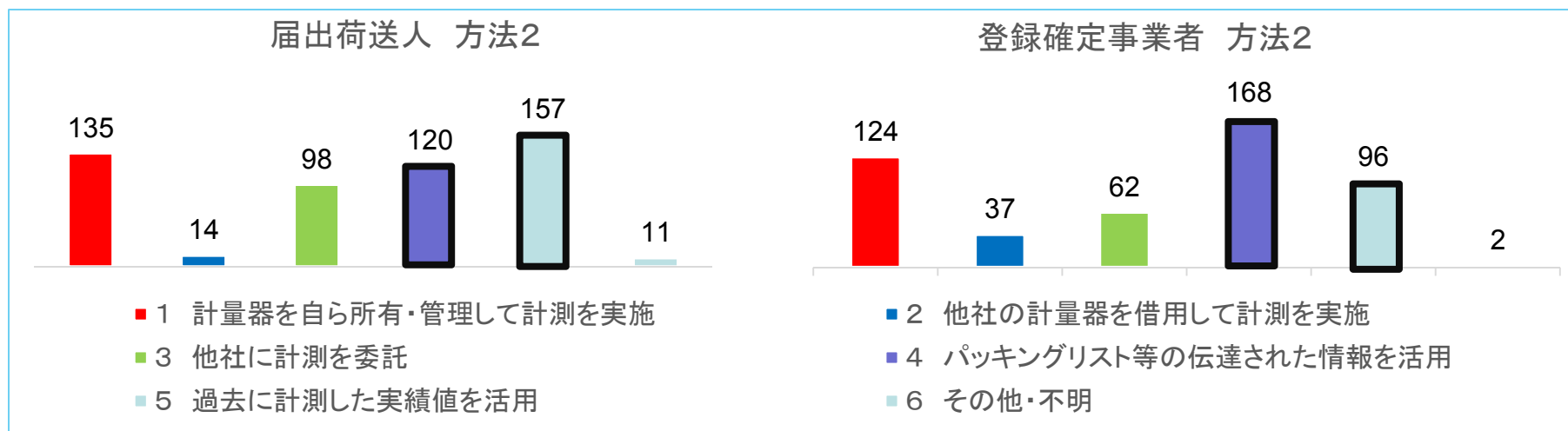
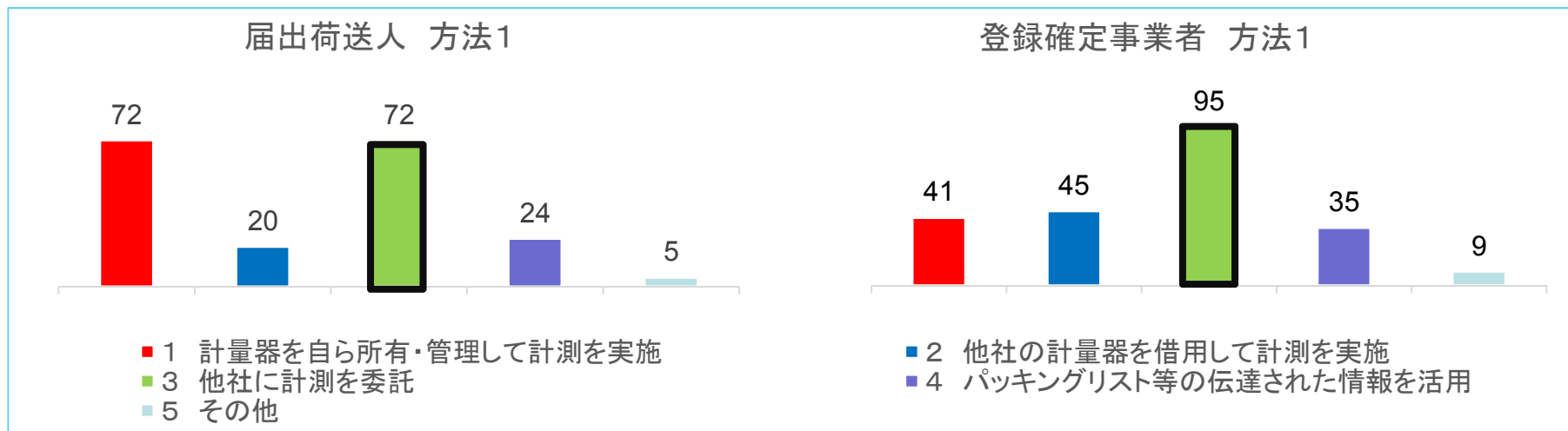
■ 3%～5%の範囲内のものが多く、それよりも精度のよい者も存在しており、それらのほとんどが1%未満

問6-1、9-1 把握している許容誤差等の数値をお答えください。



■ 他者に計測を委託したり、パッキングリスト等の伝達された情報を活用する等、計測を行っていない場合も多い

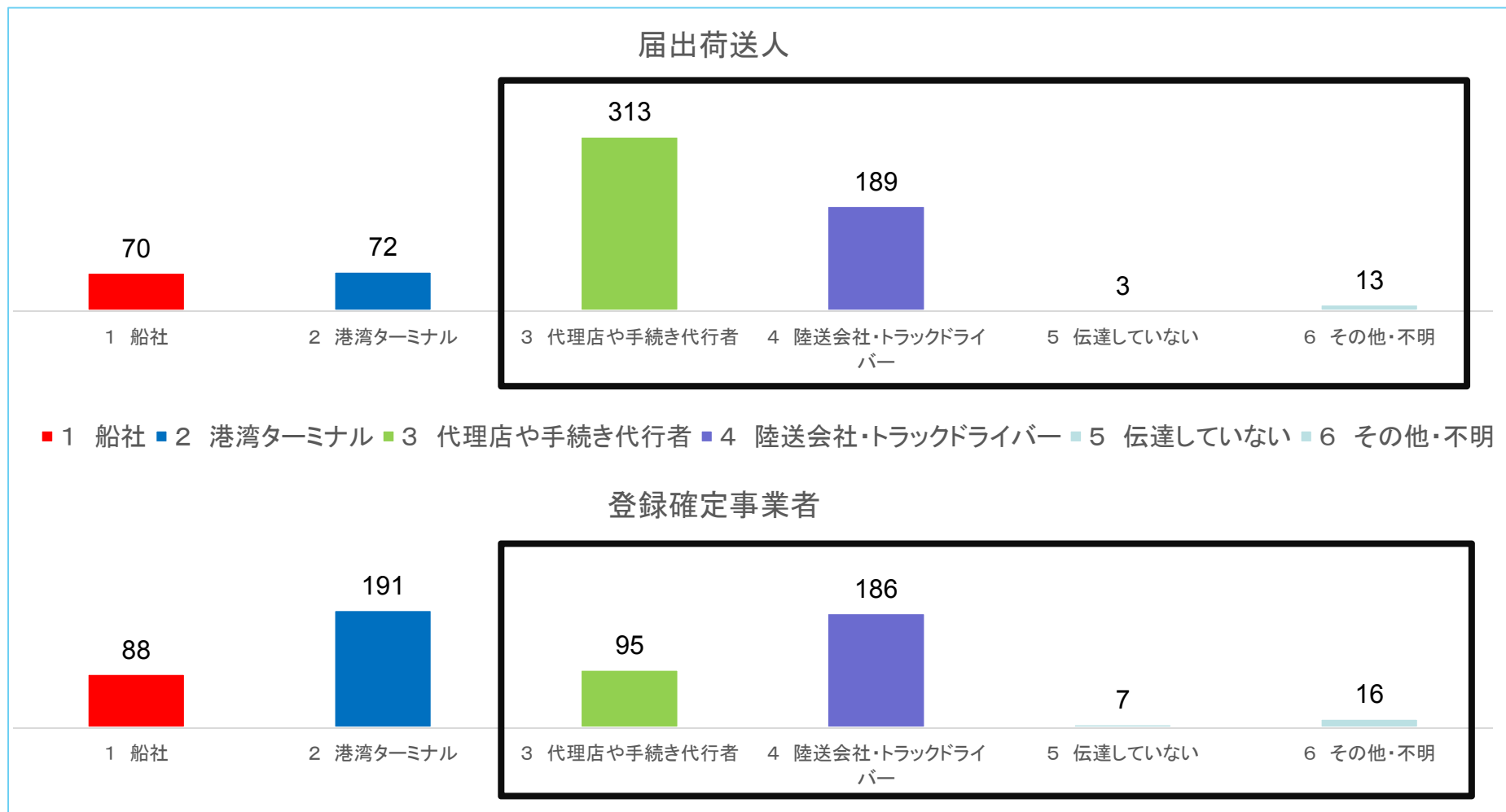
問5、8 どのようにしてコンテナ総重量の計測・算出を実施していますか。(複数選択可)



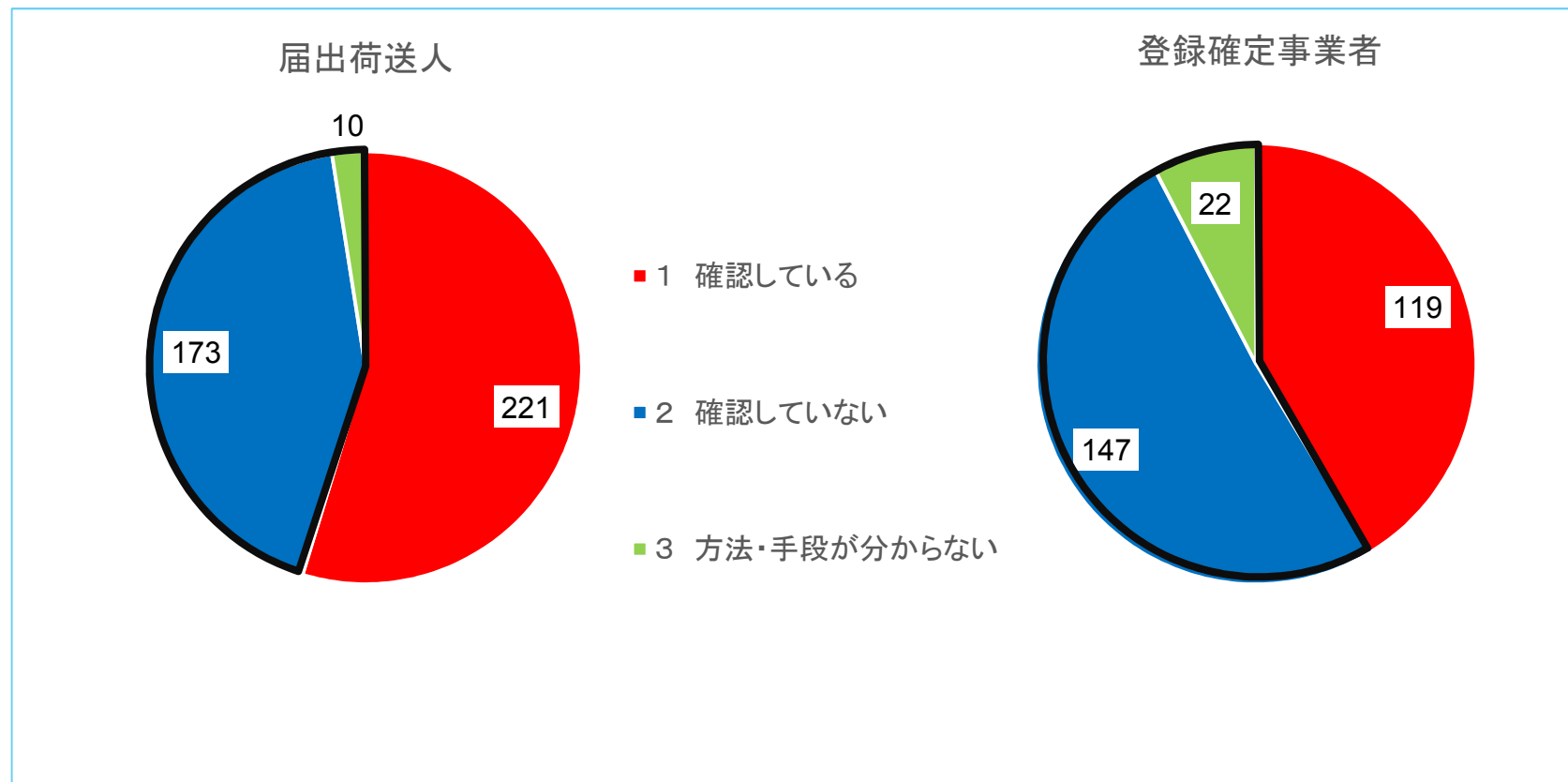
品質確保の取組状況

- 本来は荷主から船社(船長)への伝達が基本であるものの、代理店や手続き代行者、陸送会社・トラックドライバーに伝達されている場合が多い

問10 貴社(所)から見て、コンテナ貨物の情報(確定した重量情報含む)は、通常誰に伝達していますか。(複数選択可)

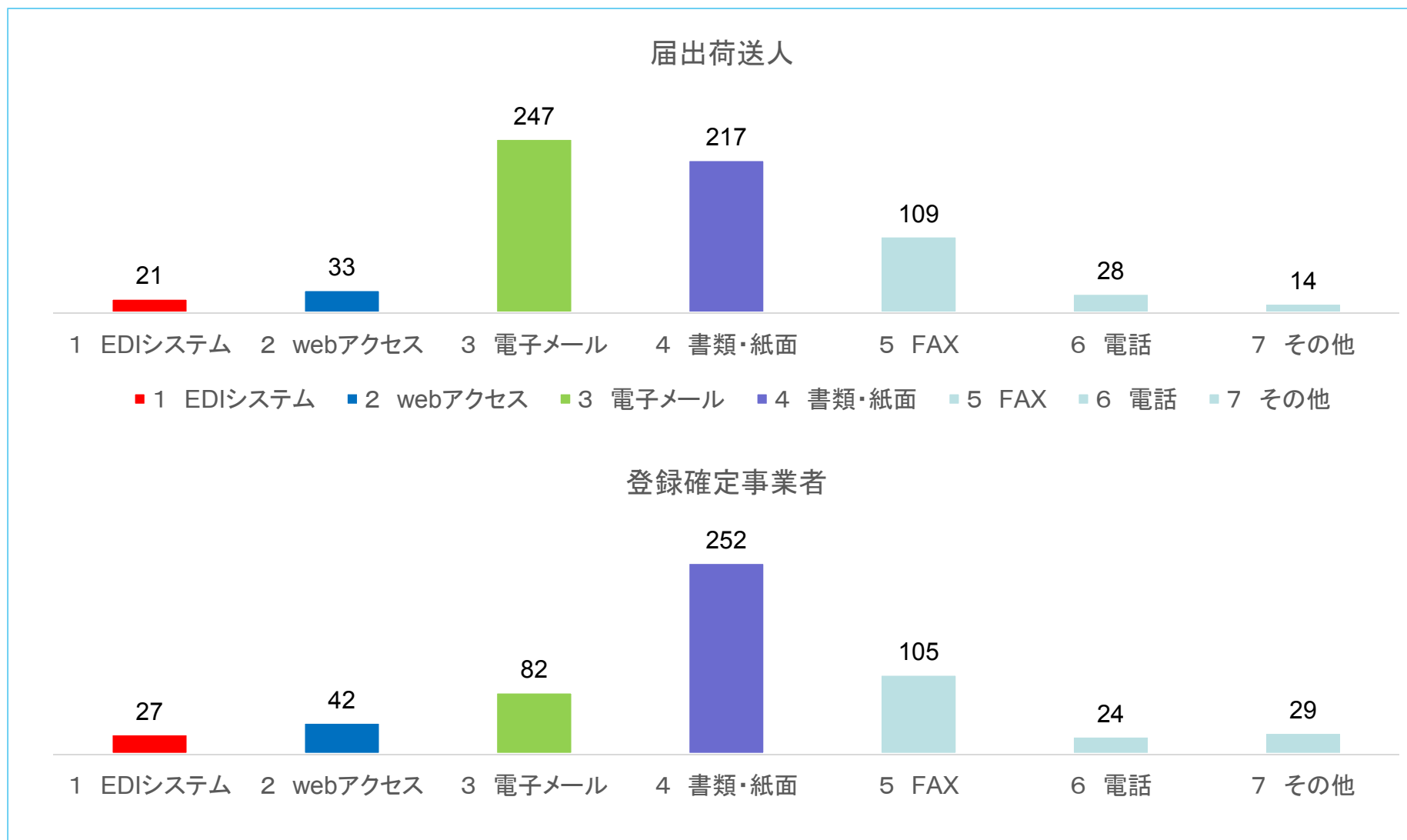


問10-1 確実にコンテナ船社に当該情報が伝達されているかを確認していますか。



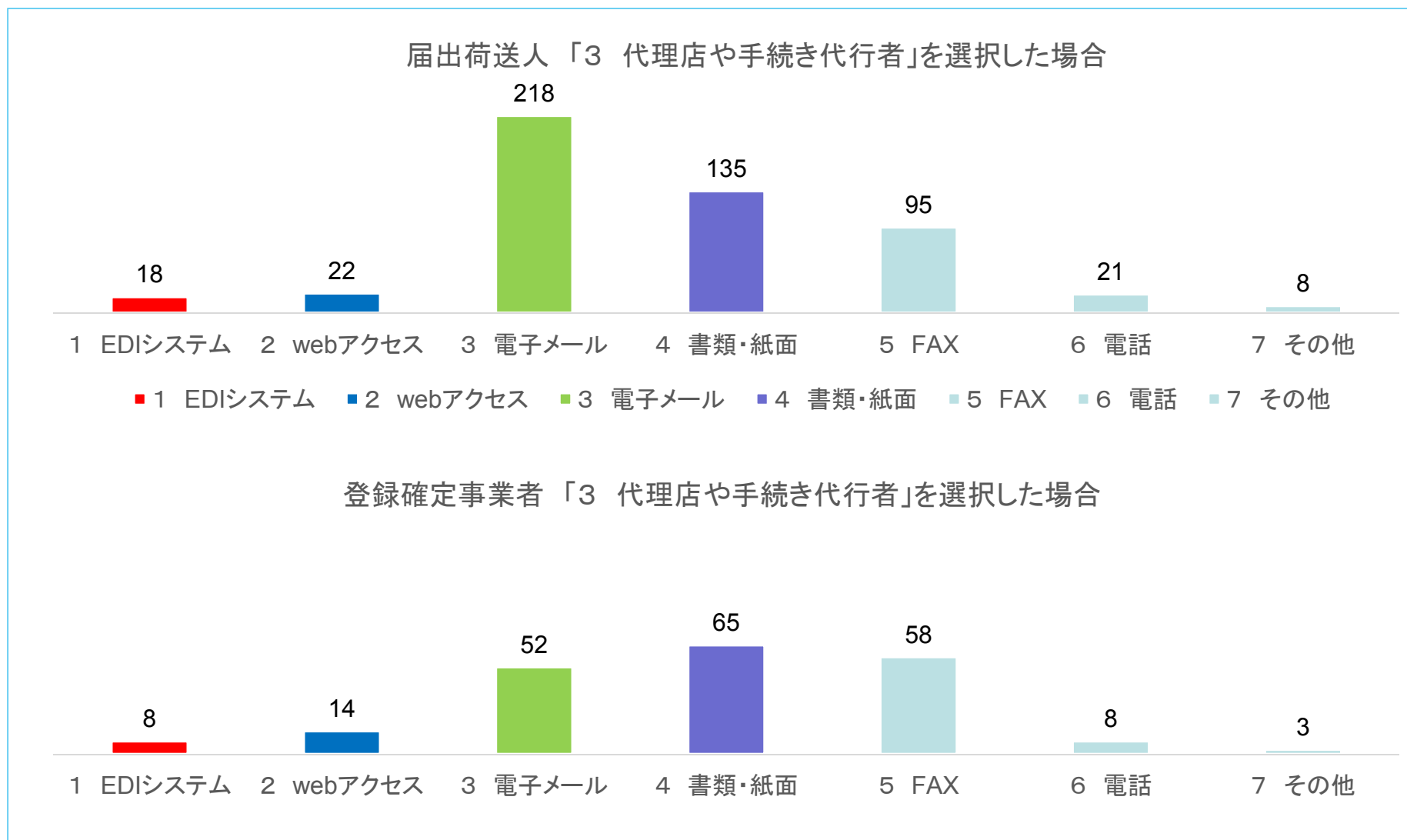
品質確保の取組状況

問11 貴社(所)から見て、問10の伝達方法はどのようになっていますか。(複数選択可)

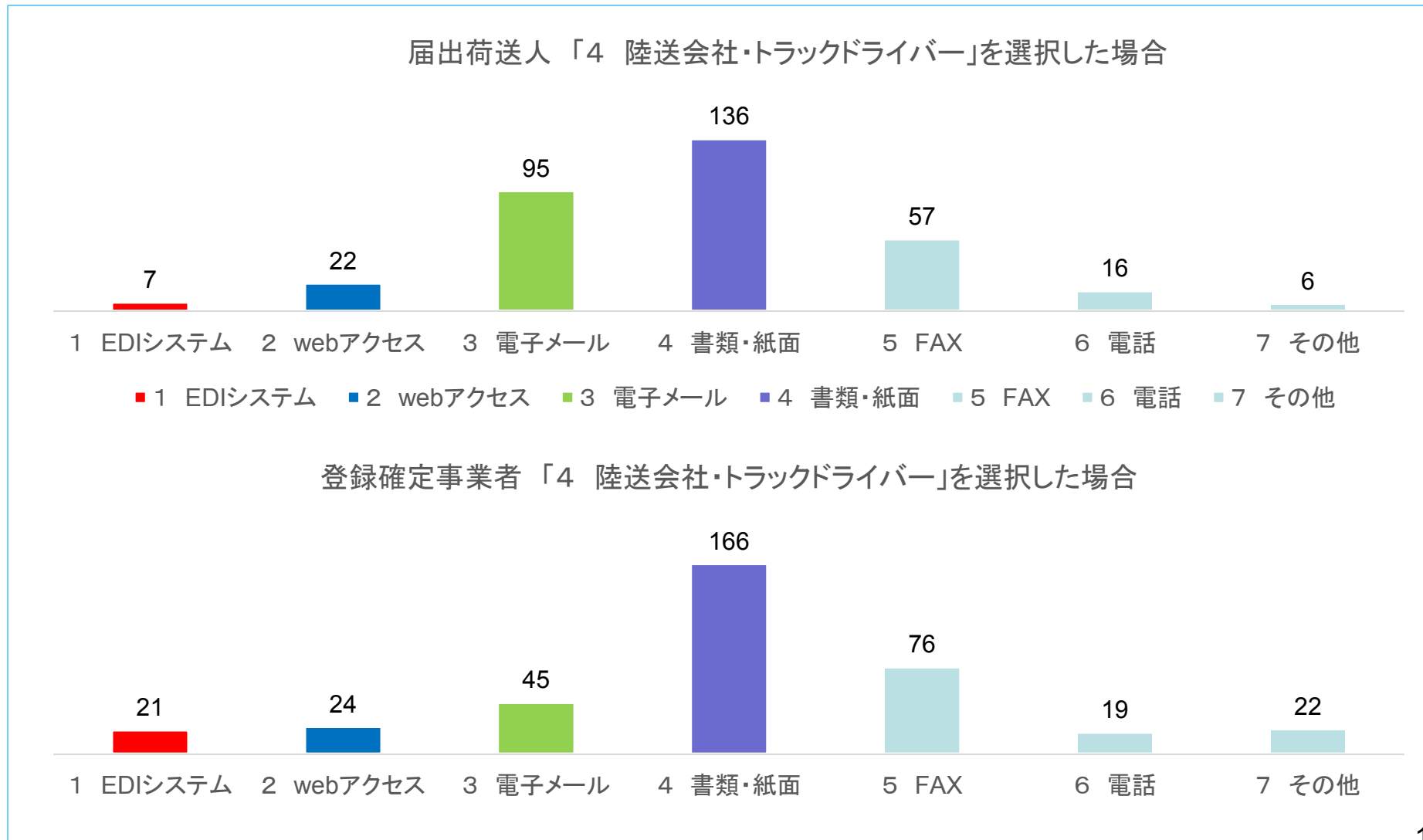


品質確保の取組状況

問11 貴社(所)から見て、問10の伝達方法はどのようになっていますか。(複数選択可)



問11 貴社(所)から見て、問10の伝達方法はどのようになっていますか。(複数選択可)



電子的な情報伝達について

- コンテナ関連情報の伝達について将来的な対応を対応可とする回答が 約8割を占める一方、現状維持を志向する意見もある

問11-5 将来的に電子的な伝達を求められた場合に対応できますか。



問11-4 電子的に伝達しない理由をご記入ください。(自由記述)

- 荷送人から船社に伝達するとなった際、業務の手間が増えるおそれ
(現状、代理店やトラックドライバー等に託しており、それが機能しているのではないか)
- リードタイム設定や余計な時間を要するおそれ
- 船社とコミュニケーションを取っていない
- NACCSなどプロバイダと接続していない、等

アンケート分析結果を踏まえて

- 届出・登録者に対する本格的なアンケート等調査により取組状況を把握した結果、回答者による制度の趣旨・仕組み等の理解は概ね順調と見込まれるものの、届出・登録者の双方において運用上改善等が求められるものも見受けられる。
- 現行制度の下では、登録確定事業者の更新ピークが来年度上半期に集中することも踏まえ、以下のような方向性で制度・手続き等を改善していくことが考えられる。

「コンテナ総重量精度の品質確保」について

計量の品質管理や精度向上のための自助努力を促すため、追加的な情報公開、提出を求めるとともに、一定の質が確保されている確定者への配慮が必要。

「国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策」について

電子的情報の利活用については概ね問題無いものの、一部困難な事業者も存在するため、推奨的な情報伝達の内容について作成するにとどめることが望ましいのではないか。